

男川漁業協同組合

内共第19号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、男川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第19号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご<あめのうお>、こい、おいかわ<しらはえ>及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣（友釣、餌釣、ガリ釣、ルアー釣、フライ釣及び毛バリ釣）による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、刺網、たも網及びせんによる遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内においては、手釣、竿釣、刺網、たも網及びせん以外の方法で遊漁してはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

漁具・漁法	規 模
刺 網	網の全長20メートル以下、網目の大きさ2センチメートル以上
たも網	網の口径 1.2メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上
せ ん	2本以下

3 漁場区域におけるあゆの遊漁については、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から8月14日までは、竿釣（友釣及びルアー釣に限る。）によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。なお、竿釣（ルアー釣に限る。）の遊漁区域は、男川及び乙川ともに新東名高速高架橋の直下から下流、岡崎市漁協との境界までの区間に限る。

- 4 あまごについては、竿釣（餌釣、ルアー釣、フライ釣及び毛ばり釣）によってする場合を除き遊漁をしてはならない。
- 5 次に掲げる漁法により水産動植物を採捕してはならない。
- (1) 水中に電流を通じてする漁法
 - (2) びんづけ(セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。)
 - (3) 動力を利用する瀬干漁法
 - (4) 火光を利用して行う漁法
 - (5) 水中銃(発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの。)

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。 ただし、竿釣（ガリ釣に限る。）については、9月1日から12月31日まで。
あまご	2月第2日曜日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。
こい、うなぎ及び おいかわ（以下 「雑魚」という。）	1月1日から12月31日まで。 ただし、刺網及びたも網については、1月1日から2月末及び8月15日から12月31日まで（おいかわは8月15日から11月30日まで）。

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証取扱所に掲示するほか、組合が委託する電子遊漁証販売システム（つりチケ）のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
岡崎市桜形町かおれ橋からかおれ砂防えん堤までの区間	1月1日から 12月31日まで
岡崎市茅原沢町旧小林染工えん堤から上流200メートルまでの区間	
岡崎市淡渕町御堂橋上50メートルから松畑淵までの区間	
岡崎市石原町丸ヶ瀬えん堤からくらがり一膳めしままでの区間	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。ただし、あゆについては8月15日以降はこの限りではない。

魚種	全長
あゆ	10センチメートル
うなぎ	20センチメートル
こい	20センチメートル
あまご	15センチメートル
おいかわ	6センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし第1号の場合において遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、雑魚の遊漁料は無料とする。次項のただし書きに規定する方法により納付するときは、あゆについては1,300円、あまごについては500円、雑魚については300円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		1日	1年
あゆ	手釣、竿釣(友釣、かり釣及びルアー釣)	1日	2,500円
		1年	15,000円
あまご	竿釣(餌釣、ルアー釣、フライ釣及び毛バリ釣)	1日	1,000円
		1年	5,000円
雑魚	手釣、竿釣(餌釣、ルアー釣、フライ釣及び毛バリ釣)	1日	500円
		1年	3,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		1日	
あゆ	刺網、たも網	1日	3,000円
雑魚	刺網、たも網、せん		500円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) かしやまバーベキュー 岡崎市榎山町字月秋 78-10
- (2) 男川やな 岡崎市淡洲町字日向 23
- (3) 今泉省吾 岡崎市榎山町字河瀬 25-1
- (4) キャンプ場“焚き火” 岡崎市中金町字長禅東 1
- (5) 星野商店 岡崎市桜形町字中門 6-4
- (6) 形埜地区(夏季限定) 岡崎市桜形町(かおれ溪谷、日近広場)

- (7) 杉田商店 岡崎市秦梨町字淵脇 24-2
- (8) 宇津野組 岡崎市生平町字藤下 6-1
- (9) 「つりチケ」 <https://www.tsuritickets.com>

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証（オンラインシステムにより発行されたものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区 域	
男川、樫山町	桜井寺えん堤～額田大橋に至る区域
男川、中金町	不動滝から万足えん堤に至る区域
男川、石原町	丸ヶ瀬えん堤から不動滝に至る区域
男川、生平町	御所戸橋から生平えん堤に至る区域
乙川、鍛埜町	万年橋から神谷倉橋に至る区域
乙川、井沢町	大滝から大沢橋に至る区域

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日、又は愛知県知事が認可した日のいずれか遅い日から施行する。